

## 見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

### 1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 据置型デジタル式汎用 X 線診断装置の保守 一式
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 保 守 期 間 令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。
- (4) 実 施 場 所 仕様書のとおり

### 2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 飯田 電話番号029-853-3543
- (3) 見積書提出期限 令和6年11月21日 12時00分  
見積競争結果については、電話等により行う。

### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積もること。

### 5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程(以下「規程」という。)第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であり、令和7年度以降も同資格を取得予定である者であること。又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による医療機器修理業の許可を得ている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以上

令和6年11月14日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 平 松 祐 司

# 仕 様 書

1. 件 名 据置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置の保守 一式
2. 対象機器 キヤノンメディカルシステムズ社製  
据置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置 DREX-UI80/06  
(機器管理番号 TU-2019060235)
3. 設置場所 茨城県つくば市天久保 2 丁目 1 番地 1  
筑波大学附属病院中央診療棟 4 階 C423 X 線 TV 室
4. 保守期間 令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日
5. 支 払 請求書は国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。保守に係る代金は、1 か月毎に支払うものとし、当該業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して 4 0 日以内に支払うものとする。
6. 実施要項 請負者は、上記装置を正常且つ安全な状態で維持運転できるよう、次のとおり保守点検を行うものとする。
  - (1) 定期保守  
請負者は、定期点検を年 2 回 (12 月、6 月) 技術者を派遣し定期点検報告書に定める項目に従い機器各部の点検、別紙に定める「定期交換部品」の交換、清掃、調整、その他必要な業務を行い、終了後は点検報告書により発注者に報告するものとする。なお、定期交換部品は保守費用に含めるものとする。
  - (2) 緊急保守  
請負者は、発注者から装置の故障発生等の通報を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、担当職員の指示に従い正常な状態に復旧させるものとし、その都度作業報告書により報告するものとする。なお、X 線管球及び修理交換部品は保守費用に含めるものとする。
  - (3) ソフトウェア保守  
本装置の故障によりシステムプログラムが破壊された場合、システムプログラムを修復する。また、操作上の不具合に関する問い合わせへの回答を行う。
  - (4) 保守対応時間  
請負者は、コールセンタにおいての発注者からの装置の障害発生受付及び緊急修理を 2 4 時間・3 6 5 日行うものとする。定期点検は、平日の 9 時 0 0 分から 1 7 時 3 0 分の間に行うものとする。
  - (5) 保守の範囲  
次の事由及びこのことにより生じた修理・調整・作業等は含まないものとする。
    - ① 消耗品類に係る費用
    - ② 装置の移設、撤去、オーバーホールに関する作業
    - ③ 装置の仕様変更

- ④ 請負者及び請負者の指定する者以外の者による改造・修理に起因する故障
- ⑤ 発注者の故意又は重大な過失に起因する故障
- ⑥ 天災地変その他の不可抗力による故障

(6) 免責

1 次の各号に該当する本装置の不具合については、請負者は本契約における保守の責任を負わないものとする。

- ① 火災・風水害、地震等の天災地変その他不可抗力に起因する不具合
- ② 請負者が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取扱の不備、甲の操作上の故意または過失により発生した不具合
- ③ 請負者又は請負者の指定する者以外による改造・修理等に起因する不具合
- ④ 請負者が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合
- ⑤ 請負者が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合
- ⑥ 記録媒体・消耗品類の保管不備に起因した不具合
- ⑦ 本装置及び本契約に伴い設置された請負者所有の機器が発注者施設内のネットワークに接続された場合のマルウェア（悪意のあるソフトウェア・コンピュータウイルス）の感染及び媒介

2 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、請負者は発注者の依頼に基づき別途有償にて対応する。

- ① 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整
- ② ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の支給・交換
- ③ 装置及び本契約に伴い設置された請負者所有の機器が発注者施設内のネットワークに接続された場合のマルウェア（悪意のあるソフトウェア・コンピュータウイルス）に感染した場合の検査、駆除

3 請負者が本契約に基づいて保守を行う為に、発注者が本装置を使用できないことにより生ずる発注者の逸失利益等の損害について請負者は責任を負わない。

4 特殊な部品である為、請負者が速やかに部品調達することが困難であったり、請負者の保守の作業予定期間中に発注者が本装置を使用する等の発注者側の事情が存在するなど、請負者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、請負者は責任を負わない。この場合、発注者、請負者協議の上、改めて保守の作業期日を定める。

5 請負者の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破損又は消失した場合、請負者は責任を負わないものとする。

#### 7. 経費の負担区分

点検及び修理に要する全ての経費は、請負者の負担とする。ただし、保守に必要な光熱費については発注者の負担とする。

#### 8. 検 収

請負者は、保守点検を完了したときは、その都度発注者の検査を受けるものとする。

#### 9. そ の 他

(1) 請負者は、派遣する技術者の風紀、衛生及び業務規律の維持に努めると共に、職員、患者等に対して不快な言動を行わせないものとし、技術者の身元については一切の責任を負うものとする。

(2) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならないものとする。

(3) 請負者は、業務上知り得た本学附属病院、職員及び患者等の個人情報及び不利益となる事項等は、他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(4) 請負者は、保守を開始する時及び終了した時は、その旨本学職員に報告するものとする。

(5) 保守業務は原則として本学職員の勤務時間内に行うものとする。ただし、予め本学職員の承認を得た場合にはこの限りではない。

(6) その他本仕様書に記載されていない事項で、保守業務実施中において疑々が生じたときは、その都度本学職員と協議し、その指示に従うものとする。

(7) 契約期間において仕様の変更を必要とするときは、両者協議のうえ、契約の変更をすることができる。

(8) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に記載がないもの及び、作業を実施する際には、本学職員と十分な事前打合せを行うものとする。

## 見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年11月21日 12時00分  
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で発送する場合には提出期限までに必着のこと)  
提出場所 〒305-8576  
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 飯田  
電話番号: 0298-853-3543
- 2 見積書作成の注意
  - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
  - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
  - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消をすることができない。
- 6 競争参加資格の確認のための書類
  - (1) 令和6年度に係る一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書  
(全省庁統一資または国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し  
又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類 . . . . . 1部
  - (2) 令和7年度以降も(1)の同資格を取得予定である旨の誓約書 . . . . . 1部
  - (3) 医療機器修理業許可証(写) . . . . . 1部
  - (4) 入札対象機器を保守できることを証明する書類(代理店証明書等) . . . . . 1部
- 7 この契約に必要な細則は、以下によるものとする。
  - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
  - ・役務提供契約基準  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

## 保守契約書(案)

件名 据置型デジタル式汎用 X線診断装置の保守一式  
代金額 金 円也(別紙支払内訳書のとおり)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

なお、消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

国立大学法人筑波大学 分契約担当役 附属病院長 平松 祐司(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間において上記の件名(以下「業務」という。)について、上記の代金額で次の条項により保守契約を締結するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行するものとする。

第2条 業務は、筑波大学附属病院中央診療棟4階C423X線TV室において行うものとする。

第3条 契約期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

第4条 代金の支払いは別紙のとおりとし、業務完了確認後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第5条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

第6条 乙は、甲の許可なく第三者にこの権利を譲渡し、若しくは、再委任してはならない。

第7条 乙は、故意または重大な過失により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

本契約に基づき乙が項に対して提供した保守に関し、乙の責に帰すべき事由に基づき甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に現実に生じた通常の直接損害に対して、本契約金額を限度として賠償責任を負うものとする。また乙は、甲及び第三者の逸失利益、特別損害、乙の責に帰さない損害、甲による本契約違反により生じた損害または第三者の損害については、賠償責任を負わないものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 甲は、乙が次の各号のひとつに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、業務の履行の見込みが無いと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合は、甲の請求に基づき、契約金額の10分1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第10条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。

第11条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第13条 この契約において甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第15条 本装置の占有及び管理（日常の保守管理を含む）は甲がその責任において行うものとし、乙の責に帰すべき場合を除き、本装置に起因して発生するいかなる損害についても乙は責任を問われない。また甲は本装置の故障により記録媒体上のデータが破損または消失される場合に備えて、データを保護する適切な防御措置を講じるか、または必要に応じてデータを再生することが出来るようにしておくものとする。

第16条 保守を遂行する上で、使用した貨物・技術を輸出（非居住者への提供も含む）する場合「外国為替及び外国貿易法」の規制するものは、同法に基づく輸出許可を受けるものとする。また、米国輸出管理規制の規制を受ける米国製品・技術が組み込まれているものは、輸出先によっては米国政府の許可を受けるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲及び乙は次に記名し印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 平 松 祐 司

乙

## 別紙支払内訳書

支払年月日	代金額	消費税額及び 地方消費税額	合計
令和6年12月	円	円	円
令和7年1月	円	円	円
令和7年2月	円	円	円
令和7年3月	円	円	円
令和7年4月	円	円	円
令和7年5月	円	円	円
令和7年6月	円	円	円
令和7年7月	円	円	円
令和7年8月	円	円	円
令和7年9月	円	円	円
令和7年10月	円	円	円
令和7年11月	円	円	円
合計	円	円	円

定期交換部品リスト

品名	図番	Mコード	数量(個数)
FUSE.NORMAL	AXW023*1A250	M2415593	1
FUSE.NORMAL	AXW027*0R1A250	M2412950	1
FUSE	AXW025*5A250	M2459604	2
FUSE	ASF046*10A	M2415607	1
FUSE.QUICK	ASF046*12A	M2410257	2
FUSE.NORMAL	AXW023*1A250	M2415593	5
FUSE NORMAL	AXW037*3A250	M2517337	2
FUSE.SLOW-BLOW	ASF040*10A	M1070606	1
FUSE.TIME-LAG	ASF041*0R5A	M0968838	1
FUSE.TIME-LAG	ASF041*8A	M1187198	1
FUSE.TIME-LAG	ASF041*3A	M0968870	1
FUSE.TIME-LAG	ASF041*5A	M0968897	1
FUSE	AXW022-01	M5144566	1
SILICON PLATE	BSX11-0200E2/12	M5102626	1
BATTERY \$	AXB003*3V220	M5180643	1